

(参考)

オゾン層保護のためのウィーン条約 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、オゾン層保護のための国際的な枠組みを定めた条約（1985年採択）。

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」は、ウィーン条約に基づきオゾン層を破壊する物質の削減スケジュール等の具体的な規制措置等を定めたもの。

モントリオール議定書は、1987年に採択され、1990年（ロンドン改正）、1992年（コペンハーゲン改正）、1995年（調整）、1997年（モントリオール改正）及び1999年（北京改正）の5度にわたって規制強化のための改正等が行われてきた。

条約締約国会議（COP）は3年に1度、議定書締約国会合（MOP）は毎年、開催されている。

なお、条約および議定書の締約国数は、下記のとおりである。

	国の数
ウィーン条約批准国	185
モントリオール議定書批准国	184
ロンドン改正（1990年）批准国	164
コペンハーゲン改正（1992年）批准国	142
モントリオール改正（1997年）批准国	84
北京改正（1999年）批准国	41

（2002年11月28日現在 国連環境計画（UNEP）資料より）

モントリオール議定書多数国間基金

開発途上国（5条国）のモントリオール議定書に基づく削減、全廃スケジュール達成を支援することを目的に、1990年の第2回モントリオール議定書締約国会合決議に基づき設置され、1991年から運営が開始された。

拠出金は先進国（非5条国）が国連分担金比率に従って拠出することとされている。